

社会資本整備に関する説明責任（アカウンタビリティ）推進計画

総合政策部

令和元年11月19日一部改定

第1 策定の目的

総合政策部が実施する社会資本整備において、政策の企画立案段階から完了後までのそれぞれの事業実施過程において、道民への積極的な情報提供を行うとともに、道民意見を適切に反映した事業展開に向けて、「社会資本整備に関する説明責任（アカウンタビリティ）の推進指針」（平成13年1月12日付け総合企画部構造改革推進室長通知〔一部改正：平成31年4月26日付け計推第22号総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長通知〕）に基づき、説明責任（アカウンタビリティ）の推進の取組を総合政策部として統一的に進めるため、この計画を策定する。

第2 対象事業

本計画の対象となる事業は、総合政策部が実施する道営施設建設事業及び総合政策部所管の施設整備補助事業とする。

第3 基本的推進方策

1 情報提供の方法

ホームページ（以下、「HP」という。）による提供及び事業実施機関の窓口における提供を基本とし、地域における情報提供手法の拡大について、積極的な取組に努めるものとする。

報道機関に対する情報提供に努めるとともに、広報誌等を通じてアカウンタビリティの推進に関するPRに努めるものとする。

2 道民意見の反映

情報提供に対して寄せられる道民からの意見や質問については、各事業実施機関は協力して速やかに対応するとともに、改善等が必要な事項については、計画変更などに反映し、その処理状況についてHP上に公開する。

なお、回答に時間を要するものや事業計画への反映に諸手続を要するものについては、その旨の説明と処理スケジュールを、また、その後処理方向が決定次第その内容を、速やかにHP上に公開する。

道民意見の中に個人のプライバシーに関わる内容や公序良俗に反する内容が含まれるものについては、その旨を注記した上でこれに関する一部または全部を削除して公開する。

道民が意見を提出しやすくするため、HPにおいて情報提供を行う場合には「メール送信様式」を常備するとともに、郵送やファックスによる意見に対応するため、意見提出先を明示するものとする。

3 推進体制

総合政策部事業所管課、各総合振興局・振興局地域創生部地域政策課において、当該機関が実施する社会資本整備事業に関するアカウンタビリティを推進するものとする。

それぞれの地域におけるアカウンタビリティについては、事業説明資料の配付や説明会の開催など、取組の拡大に努めるものとする。

4 対象範囲の弾力的拡大

本計画は、共通の対象範囲を示したものであり、事業実施機関毎の対象範囲の拡大については、当該機関におけるこれまでの取組を踏まえ、弾力的拡大に努めるものとする。

第4 事業別推進方策

1 道営施設建設事業（開発公共事業）

各事業実施段階において次の情報を提供することを基本とする。

(1) 政策の企画立案段階

国の長期計画の策定に当たっては、国が定める手続に沿って実施する。

道独自の施設整備長期計画の策定に当たって、当該長期計画（案）に関する情報を提供する。

(2) 個別箇所の事業計画策定開始段階

① 対象事業

実施計画調査、環境アセスメント等の事前調査を必要とする大規模公共事業

② 提供資料と内容

実施計画調査、環境アセスメント等の概要

③ 提供時期

実施計画調査、環境アセスメント等の各時点で情報を提供する。

(3) 事業計画（案）策定段階

① 対象事業

北海道政策評価条例第5条第1項の規定に基づき実施する公共事業（大規模等）事前評価の対象事業と同等の事業

② 提供資料と内容

ア 公共事業（大規模等）事前評価調書

イ 事業採択基準（関係HPのリンク）

ウ 道民意見と対応状況

③ 提供時期

公共事業（大規模等）事前評価の公表に合わせ情報提供する。

(4) 事業実施段階

① 対象事業

当該年度内に実施する予定の概ね20百万円以上の事業（維持修繕や応急対策などの単年度工事を除く。）

② 提供資料と内容

[年度内事業一覧及び位置図]

ア 事業目的

イ 事業実施場所

ウ 計画期間、計画事業費・事業量、単年度事業費・事業量

エ 事業計画（案）策定段階における提供情報（関係HPのリンク）

オ 単年度事業費・事業量の実績

③ 提供時期

当該年度の遅くとも6月までに②アからエの情報を提供する。また、特別な場合を除き翌年度の遅くとも9月までに②オの情報を加えて提供する。

(5) 事業完了後

- ① 対象事業
上記「(3)事業計画(案)策定段階」と同等の事業
- ② 提供資料と内容
 - ア 上記(3)の情報
 - イ 事業実施による効果
 - ウ フィードバックすべき課題等
- ③ 提供時期
事業完了後、利用状況が平準化する時期
- ④ その他
実施方法等については、国の動向等を踏まえ検討する。

2 道営施設建設事業(開発公共事業以外)

各事業実施段階において次の情報を提供することを基本とする。

- (1) 政策の企画立案段階
個別施設の基本構想を策定するものについて、当該基本構想(案)に関する情報を提供する。
- (2) 個別箇所の事業計画策定開始段階
 - ① 対象事業
新規事業(総事業費概ね5億円以上の工事)で設計前の各種調査を実施するもの
 - ② 提供資料と内容
調査の着手状況に関する情報
 - ③ 提供時期
8月を目途に提供する。(各種調査発注後)
- (3) 設計着手・事業予算化段階
 - ① 対象事業
新規事業(総事業費概ね5億円以上の工事)で設計に着手するなどの予算化を行ったもの。
 - ② 提供資料と内容
[事業計画概要書及び位置図]
 - ア 整備の趣旨(背景、必要性、効果)
 - イ 事業内容(予定する場所、規模、期間、金額)
 - ウ 道民意見と対応状況
 - ③ 提供時期
8月を目途に情報提供する。(国の補助を受ける事業は国の概算要求時を基本とする。)
- (4) 事業実施段階
 - ① 対象事業
当該年度内に実施する予定の概ね20百万円以上の事業(維持修繕や応急対策などの単年度工事を除く。)
 - ② 提供資料と内容
[年度内事業一覧及び位置図]
 - ア 事業目的
 - イ 事業実施場所

- ウ 計画期間、計画事業費・事業量、単年度事業費・事業量
- エ 設計着手・事業予算化段階における提供情報（関係HPのリンク）
- オ 単年度事業費・事業量の実績

③ 提供時期

当該年度の遅くとも6月までに②アからエの情報を提供する。特別な場合を除き翌年度の遅くとも9月までに②オの情報を加えて提供する。

(5) 事業完了後

① 対象事業

上記「(3)設計着手・事業予算化段階」と同等の事業

② 提供資料と内容

ア 上記(3)の情報

イ 事業実施による効果

ウ フィードバックすべき課題等

③ 提供時期

事業完了後、利用状況が平準化する時期

④ その他

実施方法等については、公共事業における実施状況を踏まえ検討する。

3 施設整備補助事業

(1) 対象事業

補助金額が概ね10百万円以上の事業

(2) 提供内容

[年度内事業一覧及び位置図]

① 補助の目的

② 交付対象事業者（事業実施主体）

③ 対象事業の場所、規模、事業費

④ 補助金額

⑤ 補助採択基準（関係HPのリンクなど）

⑥ 事業費・規模・補助金額の実績

(3) 提供時期

交付決定後速やかに①から⑤の情報を提供する。

また、特別な場合を除き、翌年度の遅くとも9月までに⑥の情報を加えて提供する。